

桂川町告示第124号

令和7年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月20日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和7年9月2日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

---

○9月18日に応招した議員

---

○9月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

令和7年9月2日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第4号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第8 承認第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第9 承認第12号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第10 議案第26号 桂川町防災無線更新工事請負契約の締結
- 日程第11 議案第27号 動産(トレーニング機器)の買い入れ
- 日程第12 議案第28号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第29号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第14 議案第30号 桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第31号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第32号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第33号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第34号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第35号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 認定第1号 令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第2号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認

定

- 日程第22 認定第3号 令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第23 認定第4号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第24 認定第5号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第25 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第26 認定第6号 令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定  
日程第27 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第28 報告第3号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解  
日程第29 報告第4号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解  
日程第30 報告第5号 健全化判断比率の報告  
日程第31 報告第6号 資金不足比率の報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 総務経済建設委員長報告  
    (1) 道路管理について  
日程第4 文教厚生委員長報告  
    (1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について  
日程第5 議会広報委員長報告  
    (1) 議会広報の編集及び発行について  
日程第6 同意第4号 桂川町公平委員会委員の選任  
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦  
日程第8 承認第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）  
日程第9 承認第12号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）  
日程第10 議案第26号 桂川町防災無線更新工事請負契約の締結  
日程第11 議案第27号 動産（トレーニング機器）の買入れ  
日程第12 議案第28号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
日程第13 議案第29号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定  
日程第14 議案第30号 桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第15 議案第31号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）  
日程第16 議案第32号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第33号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第18 議案第34号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第19 議案第35号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第20 認定第1号 令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定  
日程第21 認定第2号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第22 認定第3号 令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第23 認定第4号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第24 認定第5号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
日程第25 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第26 認定第6号 令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定  
日程第27 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託  
日程第28 報告第3号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解  
日程第29 報告第4号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解  
日程第30 報告第5号 健全化判断比率の報告  
日程第31 報告第6号 資金不足比率の報告

---

出席議員（9名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 林 英明君  | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 9番 原中 政廣君 |           |

---

欠席議員（1名）

- 10番 青柳 久善君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

---

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、令和7年第3回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 署名議員の指名**

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、北原裕丈議員、8番、竹本慶吉議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月19日までの18日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

連日、厳しい暑さが続いています。町民の皆様には、体調管理に十分注意していただきたいと念願しているところです。

7月に執行されました参議院議員選挙の結果、政権与党の衆参両院において少数となりました。このため、政治そのものが不安定な状況にあり、今後の動向が気がかりであります。

また、本年も各地で線状降水帯等による大雨被害が発生しました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、本日は、令和7年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、育児を行う職員の職業人としての生活と家庭生活の両立支援を強化するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、本年10月1日より施行されます。

このことに伴い、桂川町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、本町が使用している電算行政システムのうち、独自システムである基幹系の20業務については、国が示す標準仕様に移行するため、自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組んでいます。本年度末までの移行を目指しています。

次に、本町が防災無線として使用しているMCA無線は、国の方針により、令和11年5月末をもって使用停止となるため、IP無線への切替えに取り組んでいます。8月6日に入札を行い、仮契約を締結し、本議会に工事請負契約の締結について議案を上程しています。

次に、本年度は、第6次総合計画の後期計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定年度で、現在、基礎となる各種統計データの整理・分析や現行計画の進捗状況等について検討作業を進めているところです。

次に、幼保連携型認定こども園の創設については、新園舎建設計画を進める中で、進入路の位置については、県道桂川下秋月線と接続するルートが適切であると判断されますので、地権者との交渉を進めるとともに測量調査を行っているところです。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合の状況については、報告事項はありません。今後とも構成市町、施設組合、関係者と協議を行ってまいります。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、大きな変化はありません。今後とも県、飯塚市と連携しながら適切に対応してまいります。

次に、福岡県では、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守っていきこうという福岡県ワン

ヘルス推進基本条例を令和2年12月に制定し、令和4年3月には福岡県ワンヘルス推進行動計画が策定され、取組が進められています。

本町では、令和4年12月から令和5年10月にかけて、計5回にわたり広報けいせんに掲載するなど、普及啓発に努めてきました。

このような状況の中、本年7月7日に「桂川町ワンヘルス推進宣言」を行ったところです。

次に、今年の敬老祝い金の支給対象者数は、77歳が242名、88歳が91名、99歳が10名となっています。また、長寿祝い品を贈呈する100歳以上の方は27名で、新100歳の方が8名、101歳以上の方が19名です。本日9月2日から支給並びに贈呈いたします。

なお、70歳以上の方を対象に、敬老のお祝いと健康の増進を目的として、グラウンド・ゴルフ場、総合体育館トレーニングルーム、ひまわりの里のお風呂で利用できる桂川町敬老祝施設利用チケットを交付しています。御希望の方は、総合福祉センターにて申請してください。

次に、桂川町安心見守りQRシール交付事業を10月1日より実施します。この事業は、高齢者等が認知症などにより連絡が取れなくなった場合に備えて、早期発見、保護、家族への連絡等をスムーズに行うことを目的にしています。具体的には、衣服等に貼り付けるQRコードつきのシールを交付するものです。

次に、県営事業で取り組んでいます桂川中学校横の七浦ため池改修工事につきましては、本年度事業として、七浦ため池から中学校敷地の地下を通り、役場の公用車駐車場へつながっている底樋の改良工事を実施します。

今回の工事では、役場公用車駐車場に大型重機を設置するため、公用車の屋根つきの駐車場は、先月末に撤去したところです。

なお、敷地内に設置しているリサイクルボックスへの搬入に支障がないように、花壇の一部を撤去し、進入路を設ける計画をしています。

次に、日本に住む全ての人と世帯を対象に、5年ごとに実施される国勢調査が、本年10月1日に実施されます。

9月20日頃から国勢調査員証を身に着けた調査員が各世帯を訪問し、調査書類の配布と回収を行いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、プレミアム付き商品券については、7月に販売を行い、紙券、電子券ともに完売しました。使用期間は12月31日までとなっています。

次に、本年度から実施しています中学生海外派遣事業は、生徒8名と引率者3名を8月18日から23日までの6日間、フィリピン国に派遣しました。現地のマニラ・セントラル・ユニバーシティ校の授業への参加や生徒間交流、異文化体験などを行い、全員元気に帰国したところです。

派遣生徒は積極的に事前研修を積み、海外研修に臨んだと報告を受けています。この経験を、

それぞれの将来に活かしていただきたいと念願しています。さらに、今回の取組が基盤となって、今後の取組に生かされていくことを期待する次第です。

次に、今年度から実施しています給付型奨学金制度については、7月31日の申込み期限までに4名の方から申込みがあり、選考委員会の審議、選考の結果、申込者全員に給付することになりました。

次に、本年度の人権講演会は、「外国人差別」をテーマに実施し、約250人の参加がありました。

10月に実施予定の第52回「人権・同和問題地域懇談会」についても「外国人差別」をテーマに実施します。皆様の積極的な御参加をお願いします。

次に、本町の夏の風物詩「夏まつり桂川」が8月23、24日に開催され、多くの方の御来場を得て、盛会裏に実施することができました。開催に当たり、実行委員会スタッフをはじめ、御協力いただきました皆様に心から厚く感謝申し上げます。

次に、王塚装飾古墳館の火災に伴う災害復旧については、6月16日付で専決予算を組み、事務室内や机など焼損残骸の撤去を行うとともに、復旧工事計画策定のため、全体の被害状況調査等を行いました。

また、火災保険の適用を受けるため、損害見積額の積算を行い、一般社団法人日本損害保険協会登録鑑定人の鑑定と併せて提示しました。

こうした状況を踏まえ、保険会社との協議がまとまり、一時査定金額は示されたところです。今回、補正予算として上程していますので、よろしく願いいたします。

なお、秋の特別公開は、復旧工事の日程等を考慮すると、開催が難しいと判断し、中止することにしました。

今回の火災については、多くの人から王塚古墳の公開を待ち望む声や心配、励ましの声をいただいています。来春の特別公開ができるように尽力してまいりますので、議員各位の御理解をよろしく願いいたします。

次に、補正予算については、専決処分の承認2件と議案5件を上程しています。

まず、承認第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）は、王塚装飾古墳館の火災復旧に係る仮設工事費の補正について、令和7年6月16日付で専決処分したものです。

承認第12号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に係る給付費の補正について、令和7年6月24日付で専決処分したものです。

次に、一般会計の補正予算（第2号）は、補正額4億2,115万1,000円を追加し、予算の総額を77億1,022万7,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定により1,018万

8,000円を追加計上しています。

11款地方交付税では、普通交付税として20億8,057万4,000円の決定を見ました。補正後の地方交付税の総額は21億7,529万8,000円で、内訳として、特別交付税2億円、普通交付税19億7,529万8,000円を計上しています。このため、留保財源額は1億527万6,000円になります。

15款国庫支出金では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加計上し、19款繰入金は、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金について、当初予算計上額4億円のうち2億円を減額計上しています。

20款繰越金では、令和6年度一般会計の繰越額は3億4,480万8,000円になりますので、令和7年度当初予算計上額6,000万円を差し引きし、決定額との差額2億8,480万8,000円を追加計上しています。

21款諸収入では、行政システム標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金を追加計上しています。

なお、王塚装飾古墳館の火災復旧に関しては、18款寄附金において桂川町郷土史会からの寄附金を、21款諸収入においては公有建物災害共済金を、22款町債では公共施設火災復旧事業費をそれぞれ追加計上しています。

一方、歳出では、職員等人件費について、本年4月の人事異動に伴う関係費目の整理をしています。

個別の案件では、2款総務費において、住宅新築資金等貸付事業特別会計の公共事業整備基金積立金や、一般会計繰越金の一部を財源とする教育・保育施設整備基金積立金を追加計上しています。

4款衛生費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、水道基本料金の2分の1を減免するための水道事業会計繰出金を追加計上しています。

6款農林水産業費では、水田農業DX推進に係る農業振興対策事業補助金や畜産競争力強化対策事業補助金を追加計上しています。

10款教育費では、現在、給食費補助として1人当たり月額1,500円を実施しているところを、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、11月から3月までの5か月間、さらに500円上乗せする予算を追加計上しています。

11款災害復旧費では、王塚装飾古墳館火災に係る復旧事業費を追加計上しています。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

次に、令和6年度桂川町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたします。

令和6年度の一般会計における主なハード事業は、就学前教育・保育施設整備交付金による私

立の「きのみの森こども園」の新設や、桂川中学校及び学校給食共同調理場のLED更新を実施するなど、子育て・教育環境の向上を推進したほか、町道土居・笹尾線の拡幅をはじめ、町道路線の改良による生活・交通環境の向上、また、議場システムの更新や認定こども園用地の確保等に取り組みました。

ソフト面では、自治体公式LINEの導入や行政システム標準化の推進、プレミアム付き商品券の発行による家計支援及び地域経済活性化、桂川町誌編さんの事業の取組や郷土カルタの制作などに取り組みました。

また、ふるさと納税に特化した中間事業者を新たに選定し、過去最高額を受け入れるなど、歳入面においても自主財源の確保に努めたところです。

そのような状況の下、一般会計の決算では、実質収支額が3億4,480万8,000円の黒字決算となりました。

特別会計の決算では、住宅新築資金等貸付事業特別会計が132万1,000円、国民健康保険特別会計が8,770万2,000円、後期高齢者医療特別会計では416万6,000円の黒字決算となっています。土地取得特別会計は、歳入歳出差引額はゼロ円です。

次に、財政運営上の重要な指標である経常収支比率は、前年度に比べて1.2ポイント悪化し、97.4%でした。これは、歳入側では、個人消費の堅調な推移に伴う地方消費税交付金の増や、国税収入の上振れに伴う普通交付税の増額などの改善要因があった一方、歳出側では、人件費や物価高騰の影響による物件費、また、障害福祉サービスの利用増加等による扶助費の増などが影響したものと思われます。

決算の審査に当たり、監査委員には細部にわたる分析・検討の結果を付記された決算審査意見書を提出いただき、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

決算の具体的な内容については、会計管理者が御説明いたしますので、御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

なお、本日、御提案します議案は、桂川町公平委員会委員の選任に関する同意案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が1件、専決処分の承認が2件、契約の締結に関するものが2件、条例の一部改正が3件、令和7年度補正予算が5件、令和6年度決算の認定に関するものが6件、報告4件の計24件でございます。

人事案件につきましては私から、その他の議案等につきましては担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

---

### **日程第3. 総務経済建設委員長報告**

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

6月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催したところです。

今年度においては、昨年度に引き続き、土居・瀬戸線道路改良工事について、2工区に分けた拡幅工事のうち、1つ目の工事がほぼ完了に近づいています。まもなく2つ目の工事が発注される予定です。

このほかの工事予定としては、舗装の打ち換えなど、13か所の工事が計画されております。

今年度において、舗装のくぼみにおける損害賠償等の対応もあったところであり、舗装の打ち換えと緊急性の高い箇所を早期改修を指摘したところです。

また、8月10日から未明にかけての大雨による被害については、比較的小規模の災害にとどまったという報告を受けております。しかしながら、安全な道路管理を維持するため、調査を迅速に行い、復旧に取り組むよう指摘を行ったところです。

このほか、各行政区要望の未整備箇所もあることから、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育・教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 6月定例会後、4回の委員会を開催しました。

7月23日、善来寺保育園に行きました。運動場に大きなプールがありました。子どもたちが楽しみにしているそうです。

課題としては、きのみの森こども園と同様、保育士の採用が厳しいと言われていました。また、夏の暑い日に子どもたちが図書館に行くとき、幼稚園の通園バスを使われているそうです。桂川幼稚園廃止に伴い、通園バスが廃止されるとどうなるのかと心配されていました。今後の対応を検討ください。

8月22日、王塚古墳に行きました。トイレや展示室まで煙が回り、すすが付着しています。当初考えていた以上に、修繕・改築が必要です。保険が適用されるそうですが、桂川町の手出しも必要ということでした。大変でしょうが、早く開館できるよう尽力ください。

奨学金制度については、開始初年度になります。状況を見ながら、さらに調査研究を進めていきます。

つきましては、保育・教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の閉会中継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育・教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） つきまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行

について、当委員会の報告をいたします。

6月定例議会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年8月5日に第51号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き桂川議会だより第52号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたなどの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、諮問1件、承認2件、議案10件、認定6件、報告4件であります。このうち、同意第4号、諮問第2号は本日即決していただき、承認第11号、承認第12号、議案第26号から議案第35号までの議案については、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。また、認定第1号から認定第6号につきましては、本日、一般会計特別会計決算審査特別委員会及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置していただき、各特別委員会に付託したいと思いますので御了承願います。

なお、承認第11号、承認第12号、議案第26号から議案第35号までの議案については、9月11日、12日、17日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、認定第1号から認定第5号については、9月3日、8日、10日の3日間、一般会計特別会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、認定第6号については、9月4日、5日の2日間、水道事業会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、9月19日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

---

#### 日程第6. 同意第4号

○議長（林 英明君） 同意第4号桂川町公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第4号桂川町公平委員会の委員の選任について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、地方公務員法第9条の2の規定により、町議会の同意をを求めるものであります。

本町の公平委員会委員でありました都田智子氏が、本年の6月30日をもって辞任されましたので、その後任として神崎はな子氏を選任することについて、町議会の同意を求めるところでございます。

神崎氏は、桂川町在住で、昭和31年4月11日生まれの69歳でございます。なお、次のページに参考資料を添付していますので、参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号桂川町公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第7. 諮問第2号

○議長（林 英明君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

現在、人権擁護委員を務めていただいております瓜生郁義委員の任期が、本年12月31日を

もって任期満了となりますので、引き続き同氏の再任についてお願いするものでございます。

瓜生氏は、桂川町在住で、昭和27年12月19日生まれの72歳でございます。令和2年1月から人権擁護委員として御活躍をいただき、現在2期目でございます。次のページに参考資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

議員各位の御理解をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、瓜生郁義さんを適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、瓜生郁義さんを適任とすることに決定しました。

---

## 日程第8. 承認第11号

○議長（林 英明君） 承認第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書9ページ、承認第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年6月16日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和7年度一般会計6月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,287万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,466万4,000円に定めたものでございます。

なお、本補正予算は、王塚装飾古墳館の火災復旧に係る仮設工事費を追加するべく編成しております。

次に、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

21款3項2目雑入1,287万円の追加は、公有建物災害共済金、いわゆる火災保険金の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

11款災害復旧費2項1目社会教育施設災害復旧費1,287万円の追加は、王塚装飾古墳館火災復旧仮設工事、被災しました事務室の解体撤去等に係る経費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。ただいま議題となっております承認第11号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第9. 承認第12号

○議長（林 英明君） 承認第12号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）についての専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書10ページ、承認第12号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年6月24日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和7年度一般会計6月専決予算書（第

2号)にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,907万6,000円に定めたものでございます。

なお、本補正予算は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に係る給付費を追加するべく編成しております。

次に、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金4,441万2,000円の追加は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

4款衛生費1項2目予防費4,441万2,000円の追加は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費交付金の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(林 英明君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員(6番 吉川紀代子君) 2点ほどお伺いします。

これまで新型コロナウイルス予防接種による健康被害件数は、何件ほどありましたでしょうか。さらに、申請でこの期限はありますか。申請期限はありますか。2点お答えください。

○議長(林 英明君) 原田課長。

○健康福祉課長(原田 紀昭君) 今まで健康被害認定された件数ですけれども、当該の専決予算の分と1件と、もう一件、現在2件認定されております。請求期限については、申し訳ございません、確認して、委員会で報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(林 英明君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 英明君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第12号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第10. 議案第26号**

○議長（林 英明君） 議案第26号桂川町防災無線更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書11ページをお願いいたします。

議案第26号桂川町防災無線更新工事請負契約の締結について説明いたします。

桂川町防災無線更新工事について、以下のとおり、工事請負契約を締結するものです。

- 1、工事名、桂川町防災無線更新工事。
- 2、工事箇所、桂川町役場外45か所。
- 3、工期、契約効力発生の翌日から令和8年3月25日まで。
- 4、請負契約額、1億4,977万6,000円。
- 5、工事請負人、住所、北九州市小倉北区米町二丁目2番1号、氏名、ニシム電子工業株式会社北九州支店支店長西山芳治。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案理由でございますが、桂川町防災無線更新工事を施工するため、工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

参考資料1でございます。

桂川町防災無線更新工事請負契約の締結の手續について説明をいたします。

- 1、入札年月日、令和7年8月6日。
- 2、仮契約締結日、令和7年8月12日でございます。
- 3、指名業者名、ニシム電子工業株式会社北九州支店支店長西山芳治、NTT西日本株式会社北九州支店支店長鬼丸有正、日米電子株式会社代表取締役社長湯浅米男、パナソニックコネクタ株式会社現場ソリューションカンパニー九州社プレジデント萱野実、日本無線株式会社九州支社支社長鈴木工、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部部長島崎造成、エクシオグループ株式会社九州支店執行役員九州支店長杉山恵一郎、以上7者でございます。

- 4、設計金額、1億6,280万円。
- 5、最低制限価格、1億3,616万円。
- 6、落札金額、1億3,616万円、落札率が92%でございます。
- 7、請負金額、1億4,977万6,000円。
- 8、落札業者、ニシム電子工業株式会社北九州支店支店長西山芳治です。

次のページをお願いいたします。

参考資料2としております工事概要でございますが、親局・副局設備更新一式でございます。子局については、子局、また、移動設備の更新一式、子局は45か所、移動設備については10か所、10機でございます。

防災無線工事の目的でございますが、本工事は、MCA無線システムで利用するデジタルMCAシステムサービスが終了することから、携帯電話LTE網を利用し、防災・防犯活動等及び各種行政事務、広報活動に必要な防災行政無線施設の更新工事を行うものです。

図面のほうに親局設備図を掲載しておりますが、桂川町役場屋上部に設置しております既存の支柱にMCA無線のスピーカー等がありますが、これを取り外して、IP無線用のスピーカーに取り替えます。また、こういったIP無線に関する機器について、赤文字で記したものが新規に新設するものであり、青文字で記したものが撤去ということでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらについては、子局、各行政区に設置してある支柱等の取替えでございます。これにつきましては、各行政区の公民館及び集会所等に設置してありますが、そこから届かないエリアを補完するための支柱等が合計45か所あり、親機同様にスピーカー等をIP無線用に付け替えます。実際、あと48か所あるんですけど、今回のIP無線の更新により、この3か所は不要となりますので、撤去するものでございます。

次のページをお願いいたします。

親局・子局の全体配置図でございます。このような分布図を示しておりますが、桂川町全行政区に防災無線が聞こえるように設置しておりますが、これをMCA無線からIP無線に更新するという内容でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これ、新たにされるということなんですが、当初、これを無線配置したときに、聞こえにくい場所が数か所あるというような形であったんですけども、今度更新することによって、それよりか範囲は広がるだろうと思うんですけども、もう全地区、間違いなくこの防災無線が聞こえるということでは、認識ではないでしょうか。これやったらどこでも確実に桂川町に入りますよということであればいいんですけども、それが望ましいんですけど、実態的にはそうはいかない部分もあるんじゃないかなと思うんです。そういったところをやっぱり住民の方々から我々に、今度、新しくこれを更新したよと。しかしながら、「いや、私のところには入りませんよ」とかというような声が出たときに、やはり議会議員としても、住民の方々にもそうした一定の説明責任があるだろうと思うんです。その点について、もしそういう箇所がある

のであれば、こういうことはありますよと、もう全く全部、きちんと更新したことによって届きますよと、今までよりかはよりよい条件では聞こえますよとかいう形のものがあれば、回答をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、スピーカーの音が届く範囲の御質問でございます。今回、このIP無線をすることによって、高性能のスピーカー等がありまして、このような事前に設計段階で、お住まいになっている各行政区の全てのところに音は届く調査を行って更新を行っておるものです。ただ、家の中の閉め切った状態で、そこが聞こえないというところはあろうかと思うんですけども、各世帯の窓際まではしっかり音が届くという調査を行った上で、今回の工事の着手に至っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、先ほど説明にありました13ページのところで、子局移動設備更新とか書いてあります。そして、括弧、子局、子局ですか、45か所、そして、その45か所というのが大体公民館というふうにおっしゃいました。私は、防災無線というのがどこにどういうふうに立っているかというのがよく分からないんですけど、土居のところ一度見たことはありますけど、この子局っていう、それは各公民館に現在あるんですね。そうしたら、別に移動設備っていうのが10か所って、従来もこういうものはあったんですか。今度新しくできるんですか。そうしたときに、新しくできるとしたら、移動設備というのはどういうふうにできるのかなと思って。この地図を見ても、たくさん書いてあって、何が何やらちんぷんかんぷん分からないから、従来あったところはこういうふうにちょっと色分けとかしていただいて、新たにこういうふうになるっていうふうに書いてあったら分かるんですけど、これ、数えても分からないけど、私は笹尾のほうを見ても何が何やら分からないから、そこら辺を、従来、公民館にあって、移動子局っていうものを、移動設備というものを新たにつけるんだったら、それはどういうふうにつけるのか。例えば、私の笹尾一区のほうで例えとして話していただきたいと思います。お願いします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、子局についての御質問でございました。今回、新しく子局を各行政区、公民館敷地と、そこだけでは聞こえない部分もちょっと支柱を立てて補完するような形で、前回の防災無線の段階では48か所設置しておりました。今回、IP無線に替えることによって、高性能スピーカー等の設置更新によって3か所が必要なくなるということで、3か所の一つが吉隈橋のところに1か所、支柱があるんですけど、これがもう必要ないということで撤去します。また、善光会館横の土居一グリーンタウンの公園内に設置してある支柱、これも高性

能スピーカーの影響で必要ないということで撤去します。あと、昨年度解体しました土師二集会所、こちらについても必要なくなったということで、この3か所が撤去されるということで、それ以外の子局といいますか、各行政区の防災無線スピーカーは、そのままの場所に設置するというのでございます。

御質問いただいた移動式の設備なんですけど、これはもう分かりにくい表現で申し訳なかったんですけど、トランシーバーといいますか、これが10機ありますと。これを防災無線活用しまして、災害時に10機で緊急な連絡等を取り合うものが移動式の機器という形でございますので、これはもう現在もあります。ただ、MCA無線からIP無線に変更するというので、これも取替えといいますか、交換ということで表記をしているところです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、ちょっと聞こえづらいところもあったもので、確認したいと思います。前回は、ここには45って書いてあるけれども、今の説明、私の聞いたところでは、45か所のうち3か所ほどが不要であって、今回は45ということがきちっと決まるということですね。その45の場所というのは、従来のところということなんですね。公民館とか、そういうところなんですね。移動設備というのがちょっと聞こえにくかったんですけど、トランシーバー、トランシーバーというのが設置してあるんですか、そこに。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、防災無線とは別に、災害時に持ち出しをして、職員等が緊急時に連絡を取らなくてはいけないトランシーバーというのを備えております。そのトランシーバーをIP無線に替えるということで、今回も10機ほど備えさせていただくということでございますので、これは住民が使うというよりも、災害時に職員が持ち出して使うトランシーバーという形で御理解いただければと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） それは、移動設備で10か所って書いてあるでしょう。それで、10か所っちゃうのは、その45か所のうち10か所がそのトランシーバーでいくわけですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） トランシーバーを10台（発言する者あり）10台、10機（「10台」と呼ぶ者あり）はい、10機、10個ほど備えさせていただいて、災害時のもし何か電話等が使えない場合は、それを持ち出して職員等がやり取りをするような形で。

○議員（6番 吉川紀代子君） じゃあ、公民館とかに置くわけじゃないんですね。

○議長（林 英明君） ちょっと待って。

○議員（6番 吉川紀代子君） 役場の方が持っておくわけですか。役場が所持しておくわけですか。

ね。分かりました。

○議長（林 英明君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 素直に何でトランシーバー10個って書かんのか、何か理由があるのかなというのが1点。それから、デジタルMCAシステムサービスが終了するということは、これは国の施策なのか、この業者の問題なのか。もし国の施策ならば補助金等があるんじゃないかなと思うんですが、どうなっているのか。さらに、幾つか言っていていいですか。今度請け負う予定のところは前の業者なのかどうか。

以上、お願いします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、MCA無線が廃止するという事で、これは、今の携帯電話等の技術の進展によって、やはりMCA無線のシェアってというのが非常に薄くなってきて、継続し難い状況が出てきたと。それを受けて、国のほうでも、これをもう廃止せざるを得ないということで、現在に至ったという報告を聞いております。

この財源につきましては、緊急防災・減災事業という形で、今年度まで起債充当率100%、交付税措置70%、いわゆる7割が財源措置があるという、この財源を活用してこの工事、事業に取り組みさせていただいております。まだ廃止までには期間があるんですけども、今年度以降はこういった事業の財源措置が厳しいかもしれないということで、こういった事業を使いながら更新を行うということでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） すいません、あれだけ言ったからね。前の業者か何なのかを一つ確認と、移動設備10か所と書かざるを得ない理由は何かあるんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、移動設備10か所というのが、ちょっと仕様書にこのような表現がいたしておりましたので、そのまま引用したもので、非常に分かりにくい表現で申し訳なかったと思っております。実際はもうトランシーバーの10機ということが分かりやすい表現だったかというふうに反省しております。

業者、前回の業者さんと今回は違うということですよ。前回は日本無線で、今回はニシム電子工業ということで、業者は違うというものです。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。再開は14分から。

午前11時04分休憩

-----  
午前11時13分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

-----  
日程第11. 議案第27号

○議長（林 英明君） 議案第27号動産（トレーニング機器）の買入れについてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤社会教育課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 議案書16ページをお開きください。

議案第27号動産（トレーニング機器）の買入れについてを御説明いたします。

本条例の提出理由は、桂川町総合体育館の経年劣化、老朽化したトレーニング機器を更新するため、買入れ業者を定めましたが、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

買入れの物品は、複数のトレーニングが可能な4コンビネーションを1台、自転車のペダルを漕ぐ運動を行いますコードレスバイクを2台、足踏み・腕振り運動を行いますエンデュランスステッパーを2台、合計5台のトレーニング機器の買入れをお願いするものです。

契約の相手方は、大野城市大城4丁目9-8-101号、株式会社ティエムエフ代表取締役松本貴紀、契約の方法は6者による指名競争入札、買入れ価格は763万4,000円です。履行期限は、議決後の契約効力発生の翌日から令和7年12月26日までとなります。

議案書の17ページに参考資料を添付、また、タブレットの令和7年9月議会のフォルダの中の文教厚生委員会のフォルダの社会教育課①から④に、今回、購入を計画しております機器の一覧表、配置表、カタログ、入札結果表を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第12. 議案第28号

○議長（林 英明君） 議案第28号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第28号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の19ページから22ページにかけて条例案、23ページから26ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書19ページをお願いいたします。

改正の主な内容について御説明いたします。

改正の趣旨は、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の強化、充実に向けた取組が、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正により、本年10月1日から施行されることに伴い、本町の関係条例の改正を行うものです。

改正を必要とする条例は、桂川町職員の育児休業等に関する条例、桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の2条例です。

主な改正内容は、育児部分休業の取得パターンの拡充と、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の強化の2点となります。

1点目の育児部分休業の取得パターンの拡充は、現在、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるパターンを育児部分休業の第1号とし、これに加えて、1年につき77時間30分、日数として10日間を超えない範囲内で取得できるパターンを第2号として新設し、職員はいずれかを選択して取得することが可能となります。

2点目の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の強化は、職員が本人または配偶者の妊娠や出産に関する申出を行った場合に、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び当該制度利用に係る意向確認のための措置を講じることを義務づけるものです。

なお、今回の改正内容は、職員及び会計年度任用職員にも適用されます。この条例は、令和7年10月1日から施行するものとしております。

参考までに、今回の条例改正の概要をまとめた資料を両委員会のフォルダに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、確認です。

私はこれを見たときに、会計任用職員はどうなるかということで質問しようと思ったんですけど、今、課長の説明によりますと、非常勤職員も同じように変わる、何かそんなふうに書いてあるから、会計任用職員も同じように変わる、取ることができるということですね。確認です。もう一度、お願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） おっしゃるとおりで、会計年度任用職員も、10月1日から同じように適用させていただきます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 案じておりました。以前、数年前ですか、職員さんが給料を4月に遡って上がるということで、会計任用職員がそのまま放置されたままで、翌年には会計任用職員も上がりますというふうにそのとき答えられたけど、翌年の予算では上がらなかった。何とかという手当がつくだけだったんです。だから、そこで差がついているんです。同じような仕事をしていてそういうことになるから、ここはやはりちょっと注視していかないといけないなと思ったんですけど、安心しました。

会計任用職員も正式の職員も一生懸命働いているんだから、同じような条件にすべきだと思って、分かりました。よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 議案第29号

○議長（林 英明君） 議案第29号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案書27ページをお願いいたします。

議案第29号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしましては、令和6年能登半島地震により、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことから、災害時等について、配水管から宅内配管の復旧が適切に対応できるよう、国土交通省から技術的助言の通知に基づき検討した結果、桂川町水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

改正内容について御説明申し上げます。

災害、その他非常時において、給水管復旧のため、水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者の確保が困難になると判断される場合は、ほかの水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を実施可能にするものです。

29ページに新旧対照表を掲載しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、この議案第29号についての資料を、総務経済建設委員会、文教厚生委員会のフォルダに格納していますので、御参照いただければと思います。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、お尋ねします。桂川町では、この水道工事を請け負っている業者は、大体何社ありますか。私の考えているのともし違っていたらいけないので。

そして、あと一つは、その管理者が水道の給水装置工事をするんですけど、災害があったときには、その会社の下請というんですか、そこに行くんですか。それとも、桂川町に何社かありますでしょうか。そこにもう行くちゅうことなのかなと、そこら辺がよく分からないので、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） まず、この家の中の宅内配管、宅内の配管、家の中の水道管の配管工事は、まず、ちょっと資料にも載せてはいますが、給水装置工事事業者制度というのがあります。うちでいえば町長が管理者なんです。その管理者に水道事業管理者の関係書類を提出し

て、桂川町内で工事をさせていただきますと、申請認可が下りたら、桂川町内で宅内の配管ができるんです。

この工事が、今、指名、全部で町外、県外も合わせて81業者が登録されています。ちなみに、町内が4業者、町外が73業者、県外が4業者でございます。

この議案の趣旨は、今、申しました81業者が登録してます。そこが災害の規模とかによって、要はその業者が桂川町内の宅内配管をできないときは、例えばですけども、近隣でいえば飯塚市、飯塚市が登録した業者から桂川町で工事していいですよと、そういうふうな仕組みになります。桂川町の指定業者以外のところからも応援をしてもらおうと、そういった形です。

以上になります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、八十何社登録されているということですけども、ほかにどういふ登録というか、要するに、別の人たちにお声かけとか、福岡県からの声かけとか、何かそういうことはしているんでしょうか。要するに、災害があったときに何かないでしょうか、飯塚か宗像でもいいんですけど、そういうところに電話するんじゃないかと、最初からそういうような業者なり何か教えていただくなり、何かそういうような手続なり何か活動をされているんでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 今回、これはあくまでも宅内の配管に限ったことですけども、すみません、ちょっと手持ち資料がないんですけども、この辺近隣の飯塚、嘉麻、宮若、直方あたりで災害協定というのを結びまして、そういった緊急時においては、必要な資材とかそういった応援とかという協定は結んでおります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今言っているのは、この条例に対しての分ですから、協定は協定で多分あると思うんですけど、そこら辺は先もって今されている協定と別のところでもいいし、何か調べとくなりされとったほうが、やはり今言われるのはここら辺の状況ですから、大きな地震とかがあったときにはちょっと、県外までは行きませんが、やっぱり遠いところなりを調べとっていただいて、あとは各市町村で、そういうなのは多分、全国的なことだと思いますので、同じ水道の担当で情報交換をしながら、やっぱりちゃんと連携を取られておったほうがいいかなと思います。災害はいつやってくるか分かりませんから。回答は結構です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第14. 議案第30号

○議長（林 英明君） 議案第30号桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤社会教育課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 議案書30ページをお開きください。

議案第30号桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本条例の提出理由は、同和対策施設である土師二集会所及び土師二児童遊園を解体、撤去したことに伴い、桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の改正をお願いするものです。

議案書31ページをお開きください。

改正内容につきまして御説明いたします。

土師二集会所及び土師二児童遊園を解体、撤去したことに伴いまして、別表、土師二集会所の項及び土師二児童遊園の項を削除いたします。

議案書32ページの新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 土師二集会所は分かりました。土師二児童遊園というのは、坂道を上がったところの左側にあるあそこのことですか。あそこかな、どこにあるのかなと思ってよく分からないんですけど、遊園を解体ということもよく分からない。もし、あそこだったらどういうふうに解体したんだろうと思って。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 土師二の児童遊園は、集会所の隣接した敷地内にありまして、今、吉川議員が指摘したところではございません。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 集会所の近くにあったんですか。（発言する者あり）そうですか。

分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第15. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書33ページ、議案第31号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本議案は、令和7年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル③令和7年度一般会計9月補正予算書（第2号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,022万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

追加としまして2事業債、防災対策事業債40万円及び緊急自然災害防止対策事業債420万円の追加、また、変更としまして1事業債、災害復旧事業債を70万円から1,950万円に起債限度額を変更しますほか、地域活性化事業債を充てることとしておりました事業に対しまして、県との協議により、さらに財政措置に優れた起債メニュー、先ほど追加のところで申しました緊急自然災害防止対策事業債を起債することとしましたため、廃止するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

ここから、歳入予算について御説明いたします。

1款1項1目町民税個人423万6,000円の追加、次の11ページ、2項1目固定資産税551万7,000円の追加、次の12ページ、3項2目軽自動車税（種別割）43万5,000円の追加は、調定額の決定によるものでございます。

次に、13ページ、10款1項1目地方特例交付金76万9,000円の減は、決定によるものでございます。

次に、14ページ、11款1項1目地方交付税2,011万2,000円の減は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

この普通交付税につきましては、当初予算時点で、本年度交付予定額を20億1,449万1,000円と見込んでおりましたところ、去る7月29日、対前年度比0.0%減、金額では1,000円減の20億8,057万4,000円での決定となりました。

本補正後の地方交付税の予算計上額21億7,529万8,000円のうち、特別交付税分2億円を除きました普通交付税分は、19億7,529万8,000円でございますので、決定額との差額、普通交付税留保財源額は、1億527万6,000円となるものでございます。

次に、15ページ、15款2項1目総務費国庫補助金713万5,000円の追加は、国の一般会計予備費使用による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上。

3目衛生費国庫補助金は、電算システム改修に係る妊婦のための支援給付費国庫補助金及び令和6年度出産者が対象の出産・子育て応援交付金国庫補助金の追加計上。

次の16ページ、3項2目民生費国庫委託金19万3,000円の追加は、電算システムの改修に係る国民年金事務費国庫交付金の追加計上でございます。

次に17ページ、16款2項5目農林水産業費県補助金348万7,000円の追加は、農業機器の導入補助に係る農業振興対策事業費県補助金及び畜産設備の整備補助に係る畜産振興総合対策事業費県補助金の追加計上。

次の18ページ、3項3目土木費県委託金67万4,000円の追加は、都市計画基礎調査県委託金の追加計上。

4目教育費県委託金134万1,000円の追加は、中学校文化部に係る部活動改革推進事業費県委託金の追加計上でございます。

次の19ページ、18款1項2目教育費寄附金3万円の追加は、桂川町郷土史会からの王塚装飾古墳館復旧支援寄附金の追加計上でございます。

次に20ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金2億円の減は、今回の補正で歳入が歳出を上回ったことによる財源調整。

次の21ページ、2項1目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金103万9,000円の追加は、当該会計の歳入余剰見込額の受入れによるものでございます。

次に、22ページ、20款1項1目繰越金2億8,480万8,000円の追加は、令和6年度一般会計の純繰越額が3億4,480万8,000円となりましたので、当初予算計上額6,000万円との差額分を追加計上しております。

次に、23ページ、21款3項2目雑入3億1,236万8,000円の追加は、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金や重度障がい者医療費過年度分戻入金、ひとり親家庭等医療費過年度分戻入金、また、福岡県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療療養給付費負担金前年度精算金のほか、王塚装飾古墳館の火災被害に係る公有建物災害共済金を追加計上しております。

24ページ、22款1項3目農林水産業債90万円の追加は、国土保全対策事業債の廃止及び農業用施設自然災害防止対策事業の追加。

こちらは、6ページの第2表の地方債補正で御説明いたしました、より財政措置に優れた起債メニューを選択したことによる予算措置のほか、県施工の七浦ため池改修事業費の町負担分に係る防災重点農業用施設整備事業債の追加計上。

6目災害復旧事業債1,880万円の追加は、王塚装飾古墳館の火災復旧に係る公共施設火災復旧事業債の追加計上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

なお、今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして、本年の4月の人事異動等に伴う予算の組替えなど、全ての関係費目を整理しておりますので、ここでお断り申し上げ、以降の御説明は割愛させていただきます。また、歳入予算の補正に伴う財源組替につきましても、御説明を割愛させていただきますので、併せてお願いいたします。

では、25ページをお開きください。

1款1項1目議会費8万3,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に、26ページ、2款総務費1項1目一般管理費1,286万8,000円の減は、職員人件費の整理。

3目財政管理費3,503万9,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの歳入余剰見込額の繰入れに伴う公共事業整備基金積立金及び一般会計前年度繰越金の一部を財源とする教育・保育施設整備基金積立金の追加計上。

9目電算管理費514万8,000円の追加は、電算システムの標準化対応に伴うベンダー間のシステム連携に係る新総合行政システム移行業務委託料の追加計上でございます。

次の27ページ、2項1目税務総務費218万2,000円の減、次の28ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費153万7,000円の減、次の29ページ、6項1目監査委員費7万5,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に、30ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費576万9,000円の追加は職員人件費の整理と、同じく職員人件費の整理に伴います国民健康保険特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上。

3目老人福祉費89万6,000円の追加は、市町村老人クラブ連合会活動促進事業費県補助金返還金と職員人件費の整理に伴います後期高齢者医療特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上でございます。

次の31ページ、5目子ども医療費16万3,000円の追加、7目未熟児養育医療費33万5,000円の追加は、それぞれ精算による前年度の国庫または県支出金の返還金の追加計上。

8目介護保険事業費136万3,000円の減、9目介護予防事業費4万1,000円の減、次の32ページ、10目地域包括支援センター事業費12万7,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次の33ページ、2項1目児童福祉総務費71万5,000円の追加は、乳児等通園支援事業等に係る子ども・子育て支援法等関連例規整備支援業務委託料の追加計上。

2目児童措置費20万9,000円の追加は、過年度分児童手当国庫負担金返還金の追加計上。

4目子育て支援費69万9,000円の減は、職員人件費の整理。

5目土師保育所費54万円の追加は、職員人件費の整理と34ページの賄材料費の追加計上、こちらは物価高騰対策として実施しております私立保育園給食支援補助金と同等の措置を公立保育所に行うものでございます。

次の35ページ、3項1目国民年金費25万1,000円の追加は、職員人件費の整理と所得情報提供依頼結果媒体作成の仕様変更に伴う国民年金システム改修業務委託料の追加計上。

次の36ページ、4項2目人権センター運営費75万2,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次の37ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費548万6,000円の追加は、職員人件費の整理。

4目健康づくり推進費44万円の追加は、職員人件費の整理と、38ページ、妊婦のための支援給付金支給に係る健康管理システム改修委託料及び令和6年度出産者に対する出産・子育て応援交付金の追加計上でございます。

次の39ページ、2項1目清掃総務費52万9,000円の追加は、土師十区リサイクルボックス設置工事、強風による転倒・損壊に伴う設備更新費の追加計上。

次の40ページ、3項1目上水道総務費638万8,000円の追加は、歳入側15款国庫支出金に計上の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施します水道基本料金の2分の1減免事業に伴う水道事業会計繰出金の追加計上でございます。

次に41ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1万円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に42ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費27万5,000円の追加は、職員人

件費の整理と農業用施設に係る修繕料の追加計上。

4目農業振興費204万円の追加は、水田農業DX推進に係る農業機器の導入補助であります農業振興対策事業補助金の追加計上。

次の43ページ、5目畜産業費212万7,000円の追加は、博多和牛生産基盤強化に係る飼養管理設備の整備補助でありますふくおかの畜産競争力強化対策事業補助金の追加計上。

6目農地費2万6,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に45ページ、7款商工費1項1目商工総務費3万5,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に46ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費141万5,000円の減、次の47ページ、3項1目都市計画総務費8万5,000円の追加、次の48ページ、4項1目住宅管理費557万7,000円の減、2目住宅建設費92万7,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に50ページ、10款教育費1項2目事務局費202万4,000円の追加は、職員人件費の整理と県からの受託事業として実施します中学校文化部の部活動改革推進事業に係る報酬、講師謝礼、事務費等の追加計上。

次の52ページ、2項1目桂川小学校学校管理費の53万7,000円の追加、次の53ページ、3項1目桂川東小学校学校管理費9万2,000円の追加、次の54ページ、4項1目桂川中学校学校管理費7万2,000円の追加は、いずれもスポットクーラー等賃借料の追加計上でございます。

次の55ページ、5項1目桂川幼稚園費6万円の追加は、職員人件費の整理。

次の56ページ、6項1目共同調理場費444万9,000円の追加は、職員人件費の整理と修繕料。こちらは貯湯槽温度調整弁の取替え修繕料。また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施します給食費特別補助金、こちらは本年4月からの月額お1人1,500円の補助に、さらに500円上乗せ補助を実施するもの、これらの追加計上でございます。

次の57ページ、7項1目社会教育総務費45万4,000円の減、6目王塚装飾古墳館費13万7,000円の追加、7目図書館費216万9,000円の減、次の59ページ、8項3目総合体育館費4万2,000円の減は、職員人件費の整理。

4目グラウンド・ゴルフ場費57万5,000円の追加は、クラブハウス床シート補修工事の追加計上でございます。

次に60ページ、11款災害復旧費2項1目社会教育施設災害復旧費3億7,511万8,000円の追加は、王塚装飾古墳館火災復旧本体工事及び備品購入費の追加計上でございます。

61ページ、12款公債費1項1目元金37万5,000円の減、2目利子75万5,000円の追加は、既発行地方債の借入利率の一部見直しや新規発行地方債の借入利率の決定などによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私のほうからは、60ページ、社会教育施設災害復旧本体工事ということで、これは火災の件だろうと思うんですけども、この中で2億9,849万5,000円ということで出ております。これを見まして、私、昨日、議長のほうに、これはもう文教が審査するのか、総務がするのかちょっと分からなかったものですから、一緒にさせていただいたほうがいいんじゃないでしょうかということで、実は昨日、議長のほうに申入れをしたところでありまして。そして、今日、議長の計らいで総務委員会との話合いの中で、全員でやりましょうというような話になりました。

それで、ちょっとそのときの資料として、私のほうから何点か要望をしておきたいと思います。

まず、地方債1,880万円、その他2億9,849万5,000円、これはもう恐らく火災保険料だろうと思います。それから一般財源5,782万3,000円ということで、これだけを見ましたら、火災に関する保険会社から復旧するのに足らんのではないかなというような見方もできますけれども、現実はそのじゃないだろうと思います。大体、火災保険というのは、きちっとした保険に入っておれば、損害額に大体プラスアルファが出るんです。何でかということ、残存物片づけで特別費用、諸費用とかいう形でつきますので、現状復旧するためには、大体減額はないのが基本です。減額があるときはありますけれども、基本的にないのは普通だろうと思います。

それで何点か、まず、各課にまたがる部分がありますので、各課に係る部分、ちょっとメモを取ってってください。

まず地方債、これが1,880万ということです。これに対する補助があるのかどうかです。

それから、保険金の2億9,849万5,000円の中で、専決の1,287万円をなされていますけど、これと合算した損害金なのか。この2億9,849万5,000円の中に、この金額が入っているのかということの確認を、ちょっと私、分からないものですから、させていただきたいと思います。恐らくどっちかよく分かりませんが、よろしく願います。となれば、もし含んでおれば、これは3億を超えた金額になりますけれども、含んでいなければ2億九千何百という形になると思います。

それから、この保険は、役場が入っている全国火災保険ということでまず理解していいのかどうか。

それから、もし不足金が出ておるのであれば、火災保険で基本的には処理できると思うので、できない理由を教えてくださいたいと思います。処理できない場合は、まず保険が一部保険の場合は、処理できないときがあるんです。

それから、またちょっとこれは分かりませんが、例えば、別にちょっと営業什器なんかが上がるとなるんですけども、営業什器備品とか、ほかに増築したりとか、火災とは関係ない部分の修理とかいろんなものが含まれたら、どうしてもこれは金額が足りないと思います。その部分をどのような形で処理してあるのか、一般財源なのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、一応こういうものが起こったとき、いろんな鑑定人とか保険会社のほうで処理するんですけども、当然、桂川町役場として誰かがこれを出さないといけないです。一つの交渉です。それによって金額が変わってくるんです。やっぱり鑑定人さんはもう間違いないんですけども、やはりそこには営業的、行政的にはそういう能力を発揮することによって、私は変わってくると思う。今までの経験の中でそう思っていますので、誰が担当したのか。

それと、最終的には、いろんな要素として、金額と財が出てとるのに、事業者の修理するところ、普通は事業者の見積りで鑑定なんかと一緒にやるんです。だからそういうことになると、保険会社との査定にその乖離、差があるのかどうかということです。

それと、もう一つ、今日、町長のほうから行政報告の中で、協定ができました、1次査定の金額が示されたとあったんです。1次査定の金額が示された。そしたら、再度これは提示あるのか。もうこれで協定しとればこれで終わりなんで、1次査定も何もないと思うんです。もうこれが協定金額です。言いよる意味分かりますかね。ところが、町長の言われたとの意味合いは分かるんです。ただ、それが文言として、協定がされて1次査定の金額が示されたということは、今から交渉していく中で、例えば2次査定でちょっと上乘せしようよとか、例えば減額しようよとか、減額になりますよとかいうような問題があるのかないのか、そうしたところが私として気づきましたので、多くの問題ありますんで、議会のほうもこれを、本日の回答ではなくて結構ですので、全員でやりますので、その中で可能な限り、例えば分かりやすい資料で、そして、火災保険ではこれだけ足りないんですよと、逆に言えば。それとか余ったんですよと、それとか新たなものでこしこかかるんですよとか、ちょっと本来は、これ予算を別々に上げていいと思うんです。火事に関わるものできちんと整理して、新たに何か建てたり買ったりするんなら、また予算を別に組めば、議会側としても分かりやすいんです。今まで3億近い金額の提示、全く出ないもんですから、この部分に関して分からないんです。だから可能な限り資料を出していただいて、議会として分かるような方向で審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 英明君） 担当は江藤課長ですか。井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、この王塚古墳の火災による復旧工事について、もう全般的な感覚から御質問の項目をいただきました。私どもとしましても、担当課は社会教育課王塚装飾古墳館になると思いますが、この事業につきましても、町としてしっかり取り組んでいく必要があると思っております。議会への審議等についても、町として全力を挙げて取り組み、そしてまた説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） お願いいたします。

○議長（林 英明君） これについては、文教厚生委員会になってはいますが、総務委員会も一緒にさせていただこうということで話がなっておりますので、この辺は両委員会で一緒にやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほかに。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、原中議員がおっしゃったのと同じようなことですが、工事費が3億7,000万あるのに、一般財源が5,700万と、ちょっと保険で間に合うというか、ここに災害復旧ということですから、先ほど言われたように、新規で何かされるのであれば、やはり新規で上げていただきたいし、5,700万の内訳なりをちゃんと出していただければ、私たちも協議できると思っておりますので、そこら辺はよろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） ほかに。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 3点ほどお尋ねします。

26ページ、2款1項9目12節の新総合行政システム移行業務委託料というのが計上されております。それで、この新総合行政システムと従来の総合システムとの違い。

次に、42ページ、これが6款1項4目18節農業振興対策事業補助金として204万円ですか、計上されております。この対策事業とはどのような事業なのか。

次に、44ページ、6款2項1目ですか、230万円が一般財源からその他の財源に変わっております。その他の財源というばくつとしたものだから、その他の財源とはどのようなものか説明を求めます。

○議長（林 英明君） では、それぞれお願いいたします。26ページから。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 26ページの新総合行政システム移行業務委託料につきましては、現在、町長の行政報告でもありましたとおり、標準化に向けて、今、準備を進めております。現在、今使っております標準化のシステムにつきましては、基幹システム自体はほぼRKKということで、RKKが主になって動いておりますけれども、それ以外のベンダーを使っている担当課がございます。

今回につきましては、住民課の戸籍システムでベンダーが富士フィルム、保険環境課で使って

おります介護保険システムでベンダーが日立、そこをRKKと標準化に向けてつなぐための接続の費用となっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 保険。

○総務課長（横山 由枝君） 介護保険です。

○議員（6番 吉川紀代子君） 介護保険のシステムが変わるんですか。そうですか。

○総務課長（横山 由枝君） 介護保険がRKKではないシステムですので、標準化は今RKKが進めていますけども、その新しい標準化と接続をしないと、連携ができない形になっておりますので。

○議員（6番 吉川紀代子君） 難しいこと、分からない。

○総務課長（横山 由枝君） 別途説明します。

○議長（林 英明君） では、次に42ページ、横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 42ページの6款1項4目農業振興費の中の18節農業振興対策事業補助金になります。こちら204万円計上させていただいておりますが、内容としましては、水田農業においてデジタル技術の活用により、生産管理の効率化に取り組む担い手に対して、機械購入費の補助を行うものでございます。

今回対象となる機械は、主に麦の生産を行う際に大型トラクターの後部に取り付けて、田畑を耕した後に種と肥料をまいて鎮圧ローラーで平らにする作業を1台で行うことができるスリップローラーシーダーという機械になります。こちらを導入することで、作業工程を大幅に短縮するとともに省力化が図れ、それと同時に、自動で種や肥料の量を機械が調整することができる機械となっております。

なお、補助割合につきましては、県が3分の1、町が6分の1、本人負担額が2分の1というふうになっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 麦を作るんですか。そうですか。麦を作るためのトラクターを買うところに補助金が出るわけですね。分かりました。

○議長（林 英明君） 次、44ページ。誰ですか。横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 続きまして、44ページ、6款2項1目林業総務費の財源組替についてですが、こちらは森林環境税という税を活用いたします。そのため、当初一般財源で計上していたものをその他の欄に組替えをしたということになります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 森林活用税。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 環境税。

○議員（6番 吉川紀代子君） 環境税。森林環境税。

○議長（林 英明君） 吉川議員、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 森林環境税を使うと、森林環境税というのは何か別にあるんですか。私たちが取られようとでしょ。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） すみません、森林環境税について、今、手元に詳しい資料を準備しておりませんので、また御説明をさせていただきたいと思います。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 42ページなんですけど、先ほど吉川さんが質問された上、修繕料はすばっと100万円と気持ちのいい値なんですけど、これは何ですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 42ページの6款1項2目農業総務費の需用費の修繕料の100万円についてですが、こちらは町内各所にあります農業用の水路及び井堰の修繕に伴う修繕料でございます。

今年の4月から8月までの間に8か所ちょっと修繕を行っておりまして、今後まだ修繕の要望があつておりますので、今回、追加計上という形でさせていただきました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時から。

午後0時07分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

## 日程第16. 議案第32号

○議長（林 英明君） 議案第32号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案第32号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いします。

提案理由としまして、繰越金等の予算計上に伴い補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、補正予算書にて御説明申し上げます。

予算書フォルダ内④令和7年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）をお開きください。

補正予算書2ページをお願いします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ302万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6,000円の減額、2目住宅新築資金貸付金元利収入15万8,000円の減額、3目宅地取得資金貸付金元利収入11万7,000円の減額は、調定額の決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

3款繰越金1項1目繰越金132万円の増額は、前年度からの繰越金の決定額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費103万9,000円の増額は、当会計の歳入余剰見込みに伴う一般会計繰出金への追加計上等でございます。

以上、簡略でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第17. 議案第33号

○議長（林 英明君） 議案第33号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書35ページをお願いいたします。

議案第33号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレット資料⑤をお願いいたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,394万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,319万7,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

1款国民健康保険税1,430万1,000円の減額は、6月の保険税の決定によるものです。

8ページ、4款県支出金3,174万8,000円の減額は、財源調整です。

9ページ、6款繰入金229万3,000円の増額は、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額計上です。

7款繰越金8,770万1,000円の増額は、前年度繰越金の決定によるものです。

11ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費229万3,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の整理によるものです。

歳入予算の補正に伴う財源組替については、御説明を割愛させていただきます。

18ページをお願いいたします。

7款諸支出金4,165万2,000円の増額は、国庫負担金等返還金の決定見込みによるもの

でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第18. 議案第34号

○議長（林 英明君） 議案第34号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書36ページをお願いいたします。

議案第34号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレット資料⑥をお願いいたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,740万3,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

2款繰入金85万8,000円の増額は、一般会計からの職員給与等繰入金の追加計上です。

8ページ、歳出です。

1款後期高齢者医療特別会計85万8,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の整理です。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第19. 議案第35号

○議長（林 英明君） 議案第35号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第35号について御説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

本議案は、令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

予算書フォルダ内の⑦令和7年度桂川町水道事業会計9月補正予算書（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、財源の組替えを行うものです。支出におきましては、水道事業費用を214万5,000円追加し、補正後の額を2億5,933万1,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入におきまして、638万8,000円は財源の組替えによるものです。この638万8,000円については、物価高騰緊急支援対策事業により、物価高騰の影響を受ける水道利用者の負担軽減を図るため、基本料金を2分の1減免するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用214万5,000円の増額は、人事異動等による人件費及び共済負担金の掛け率の変更によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

んか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2点ほどお尋ねします。

4ページで638万8,000円減免ということです。それで、先ほどもおっしゃいましたけど、物価高騰で水道料金を減免するとかいうふうにおっしゃいました。これはいつから実施されますか。

それと、次に、5ページで人件費ですか、何か勤勉手当が35万1,000円とかマイナスになっていますけど、これは何か人を減らしたのかな、何でマイナス計上になっているのかなと思ひまして、お尋ねします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） ただいま御質問を受けましたいつからの御利用かということですが、まだ確定ではないんですが、一応11月、12月利用分からの予定であります。また正確に決まりましたら、広報等でお知らせしたいというふうに思います。

次の質問の5ページの総がかり費ですか、期末勤勉手当がマイナスになっていますけど、これは4月の異動で、新しく4月から新任の方が入られたということで、ここがちょっとマイナスにはなっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 4月から新しい方が入ってこられてマイナスですか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） すいません、説明が不足していました。

人事異動したんです。今まで勤めてあった方がよその課に行って、その代わりに新人の職員が入られたので、その分の差額になります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかにありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 638万8,000円ということで、一般と業務用、この金額があるんですけど、平均して一般家庭で幾ら、業務されている等の家庭というか、事業でどのくらいになるかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） すいません、一応算定が、昨年の利用分をちょっと計算したもので、すいません、そこまでの詳細というのがちょっと手持ちではないんですが。

結局、昨年も当然、一般用、業務用も合わせての額なんです。失礼いたしました。ちなみに昨年の算定ですけども、一般用が……。2か月分です。そうです。基本料金の2分の1です、当然。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分からなければ後でいいんですけど、平均的に世帯が5,000世帯やったら、六百何ぼちゅう、ちょっと500万とすれば、1世帯幾らぐらいが安くなる、補助、町から出されるんですかちゅうことですので、後で教えていただければ結構です。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第20. 認定第1号

日程第21. 認定第2号

日程第22. 認定第3号

日程第23. 認定第4号

日程第24. 認定第5号

○議長（林 英明君） 認定第1号令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。北原会計管理者。

○会計管理者（北原 義識君） 議案書38ページをお願いいたします。

令和6年度桂川町一般会計及び特別会計の決算について、38ページ認定第1号から42ページ第5号まで、一括して御説明をさせていただきます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

一般会計・特別会計の決算認定に当たりまして、議会に提出させていただいた資料は、タブレット、令和6年度決算資料、オレンジ色のフォルダに格納しておりますので、こちらのフォルダをお開きください。

資料は、1、一般会計・特別会計決算書、2、決算概要説明書、3、主要施策の成果に関する説明書、このほか監査から示されました一般会計・特別会計決算意見書でございます。御確認をお願いいたします。

それでは、令和6年度決算資料内の②番の決算概要説明書により、御説明をさせていただきます。

す。

決算概要書の3ページをお願いいたします。

令和6年度の決算について総括的に示しておりますので、御一読いただきたいと思ひます。

4ページをお願いいたします。

会計別総括表でございます。

令和6年度の決算について、一般会計及び特別会計の予算現額、収入済額、支出済額、差引額をまとめております。また、参考といたしまして、前年度の決算内容と対前年度比率を併記しているところでございます。

令和6年度一般会計では、収入済額72億6,650万1,331円、支出済額68億6,681万2,999円で、差引額、いわゆる形式収支額は3億9,968万8,332円となりました。

一般会計では、継続費逡次繰越及び明許繰越がなされておりますので、このうち翌年度に繰り越すべき財源5,487万9,900円を差し引いた実質収支額は、3億4,480万8,432円の黒字となっております。

一般会計と特別会計の合計は、収入済額91億63万7,983円、支出済額86億775万8,475円で、差引額は4億9,287万9,508円でございます。

なお、実質収支額は、4億3,799万9,608円となるものでございます。

5ページから12ページまでは、一般会計決算の状況でございます。款別にまとめておりますので、要点のみ御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、歳入でございます。

1款町税は、本町の自主財源の根幹をなすもので、収入済額は11億8,939万993円、歳入全体の16.4%を占め、対前年度比1.9%の減でございます。収入割合のうち、対調定の98.2%は徴収率を示すものですが、徴収率と不納欠損につきましては、後ほど別のページで御報告をさせていただきます。

2款地方譲与税は、本町では自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の3税について譲与を受けております。収入済額は5,649万8,000円、対前年度比1.5%の減でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県税として徴収された一部が交付されたものでございます。利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金、いずれも対前年度比は増となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県が町に対して交付するもので、

対前年度比14.8%の増となっております。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億9,958万6,000円、対前年度比5.5%の増でございます。

9款環境性能割交付金は、収入済額1,065万7,000円、対前年度比5.6%の増となっております。

10款地方特例交付金は、収入済額6,150万4,000円、国の定額減税による減収を補てんする特例交付金により、前年度比423.9%の増となりました。

11款地方交付税は、収入済額23億4,023万6,000円、対前年度比3.5%の増で、このうち、普通交付税は前年度に比べて4.2%の増、特別交付税は1.3%の減となっております。

6ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金は、保育料が主なもので、収入済額は4,830万6,587円、対前年度比13.2%の減となっております。

14款使用料及び手数料は、町営住宅使用料など各種施設使用料、窓口手数料及びごみ処理手数料などで、収入済額1億1,704万6,332円、対前年度比は前年度並みとなっております。

15款国庫支出金は、収入済額14億2,354万522円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金及びきのみの森こども園新設に係る就学前特定教育・保育施設整備交付金の増、また、こども家庭センターひまわりの芽の開設に係る利用者支援事業費国庫補助金など、子ども・子育てに関連する国庫支出金の増などが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする新型コロナ関連国庫支出金皆減の影響を上回ったため、前年度比6.7%の増となりました。

7ページをお願いいたします。

16款県支出金は、収入済額5億6,687万4,971円、対前年度比5.3%の増は、障がい児通所支援給付費県負担金や選挙に係る委託金の増によるものです。

17款財産収入は、収入済額1,855万7,413円、旭ヶ丘団地が完売となりましたが、町有地売払い収入の減により、前年度比65.8%の減となっております。

18款寄附金は、収入済額2億3,602万3,888円、ふるさと応援寄附金の大幅な増により、対前年度比339.9%の増となっております。

19款繰入金は、収入済額1億493万8,884円、対前年度比914.0%の増は、役場庁舎南側隣接地取得や議場システム更新に係る基金繰入れ及び住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金の増によるものでございます。

20款繰越金は、収入済額3億6,898万3,837円、対前年度比29.4%の増となって

おります。

8ページをお願いいたします。

21款諸収入は、収入済額1億8,702万6,438円、対前年度比9.9%の増となっております。

22款町債は、収入済額1億7,380万3,000円で、桂川中学校や共同調理場の照明機器、LED更新事業に伴う高効率照明機器整備事業債の皆増及び私立こども園整備に係る特定教育・保育施設整備事業債の増により、対前年度比31.6%の増となっております。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額72億6,650万1,331円で、前年度に比べ9.4%の増となりました。

9ページをお願いいたします。

9ページ、これより歳出でございます。

1款議会費は、支出済額7,282万7,173円で、議会に関わる経費を支出しております。

2款総務費は、歳出全体の14.7%を占め、支出済額10億875万8,497円で、行政システムの標準化や庁舎南側隣接地の取得及び財政調整基金積立金などの影響により、対前年度比15.9%の増となっております。

3款民生費は、支出済額33億8,214万2,650円で、歳出全体の49.3%を占め、子ども・子育て支援、福祉、医療に関する各種事業のほか、障がい者自立支援給付費や障がい児通所支援給付費の増及び低所得世帯支援給付金や定額減税補足給付金の支給、並びに就学前教育・保育施設整備交付金の増により、対前年度比11.4%の増でございます。

10ページをお願いいたします。

4款衛生費は、支出済額5億6,599万1,458円、合併処理浄化槽設置整備等事業補助金の制度拡充などにより、対前年度比は5.1%の増となっております。

各種健診、予防接種などの健康管理や健康増進を図るとともに、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するための事業を行いました。

5款労働費は、支出済額3,274万4,046円、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料及び同補助金が主なものでございます。

6款農林水産業費は、支出済額1億4,304万4,082円、青年就農者の拡大などを目的とした新規就農者育成総合対策事業や水田農業担い手機械導入支援事業など、農林振興に関する事業をはじめ、ハード面においては、水利施設等改修工事及び防災重点農業用施設整備事業の実施により、対前年度比13.2%の増でございます。

11ページをお願いいたします。

7款商工費は、支出済額3,841万8,544円、対前年度比7.5%の減は、プレミアム付

き商品券発行事業に係る補助金の減などによるものです。

8款土木費は、支出済額2億6,558万6,272円、土師団地解体工事や町道改良工事に係る建物等補償金及び空家等対策計画策定業務委託などにより、対前年度比14.2%の増でございます。

9款消防費は、支出済額2億7,512万7,630円、防災活動、災害対策に取り組み、飯塚地区消防組合負担金の増及び福岡県消防操法大会出場補助金等により、対前年度比3.9%の増でございます。

10款教育費は、支出済額6億5,393万1,203円で、歳出全体の9.5%を占め、対前年度比5.7%の増でございます。

義務教育に係る経費や住民センター、王塚装飾古墳館など、社会教育施設の維持管理経費が主なもので、学校教育におけるソフト面では、引き続き少人数学級の取組を実施し、また、給食費の公費負担により保護者負担の軽減を図りました。

ハード面では、桂川中学校や共同調理場の照明機器、LED更新事業を実施しました。

社会教育では、図書館において、郷土かるた「桂川そ一つくカルタ」の作成を行い、また、昨年度に引き続き、王塚古墳の保存整備事業を実施しました。

12ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額1,991万9,230円、公共土木施設災害復旧工事の減により、対前年度比34.7%の減です。

12款公債費は、支出済額4億832万2,214円です。このうち、償還元金は3億9,037万7,692円、償還利子は1,764万2,056円となっており、対前年度比2.2%の減となっております。

以上、一般会計の歳出合計は、支出済額68億6,681万2,999円で、前年度に比べて9.5%の増となりました。

13ページをお願いいたします。

ここに町税の徴収実績をまとめております。徴収実績の合計では、徴収率が、現年課税分99.4%、滞納繰越分37.9%で、前年度比では、現年課税分でプラス0.2ポイント、滞納繰越分でプラス8.8ポイントとなっており、徴収率の合計98.2%は、前年度に比べてプラス0.6ポイントとなっております。

14ページをお願いいたします。

これより、特別会計でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入合計で収入済額2,507万4,047円です。回収困難な債券の整理を実施し、これに係る県支出金が大幅増となったことにより、歳入全体として

は、対前年度比178.9%の増となっております。

15ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済額2,375万2,495円で、対前年度比180.2%の増は、歳入における県支出金の大幅な増額に併せ、一般会計への繰出しも増額したことによるもので、実質収支は132万1,552円の黒字決算となっております。

16ページをお願いいたします。

土地取得特別会計は、実質的な事業がございませんでしたので、歳入歳出決算額は、ともに基金の預金利子の整理により1万8,015円、差引き残額はゼロ円となっております。

18ページをお願いいたします。18ページになります。

ここから、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入合計で収入済額15億4,599万4,522円です。歳入全体として、前年度比5.0%の増となっております。

20ページをお願いいたします。20ページになります。

歳出合計は、支出済額14億5,829万1,577円で、歳出全体として対前年度比2.7%の増、実質収支は8,770万2,945円の黒字決算となりました。

21ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計で、収入済額は2億6,305万688円で、歳入全体として、対前年度比12.9%の増となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済額2億5,888万3,389円で、歳出全体として対前年度比12.4%の増、実質収支は416万6,679円の黒字決算です。

23ページをお願いいたします。

ここでは、一般会計及び特別会計の不納欠損について、24ページにわたりまとめております。

地方税法第15条の7第4項、執行の停止が3年間継続したもの、同じく第5項、納税義務者が死亡し継承者がいないもの及び、法人が倒産し事業再開の見込みがないことが明らかであり、即座に消滅するもの、同法18条第1項、徴収権を行使できる日から5年間を経過しているもの並びに高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項及び桂川町債権管理条例第9条第1項の規定、その他時効の援用により処分を行ったものでございます。

なお、24ページに今述べました根拠規定に関する注釈を示しております。

不納欠損は、全体で延べ371件、4,491万4,751円となっております。

以上、令和6年度一般会計及び特別会計決算について、簡略ではございますが説明を終わらせ

ていただきます。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第25. 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっております認定第1号から第5号までについては、6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月3日、8日、10日の3日間で審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から第5号については、6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、一般会計・特別会計決算審査特別委員を選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。

暫時休憩します。

午後1時38分休憩

-----  
午後1時48分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

ただいま設置しました一般会計・特別会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、竹本慶吉議員、下川康弘議員、北原裕丈議員、吉川紀代子議員、大塚和佳議員、柴田正彦議員の6名を指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を一般会計・特別会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に竹本議員、副委員長に大塚議員がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

---

### 日程第26. 認定第6号

○議長（林 英明君） 認定第6号令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 認定第6号令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定について御説

明申し上げます。

議案書の43ページをお開きください。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和7年7月1日から7月4日までの4日間をかけ、桂川町監査委員より精力的な審査をいただき、決算の審査意見書を頂いたところでございます。このことを踏まえまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元のタブレットに、令和6年度桂川町水道事業会計決算書と監査委員の所見として提出いただきました令和6年度桂川町水道事業会計決算審査意見書を併せて掲載させていただいております。

それでは、決算の内容説明を、令和6年度決算書フォルダー内の⑤令和6年度桂川町水道事業会計決算書により、要点のみを御説明させていただきます。

最初に、決算書の13ページをお開きください。

令和6年度桂川町水道事業の概況報告でございます。

本件報告金額の消費税の取扱いに関しましては、収益的収支については消費税抜き、資本的収支については消費税込みの金額となっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

令和6年度の有収水量は129万1,763m<sup>3</sup>で、前年度比較で9,219m<sup>3</sup>の増加、また、給水戸数は5,964戸で、前年度比較で3戸の減少となっております。

水道事業収益は2億636万1,719円で、前年度比較で56万2,661円の増加です。主な原因は、他会計補助金が684万4,720円、雑収益が419万4,565円減少しましたが、営業収益が1,173万3,061円増加したこと等によるものです。

次に、水道料金の未収金については422万4,260円で、前年度と比較しますと112万1,940円の増額です。

水道事業費用における支出は2億3,060万9,330円で、前年度比較で3,128万6,282円増加しています。主な原因は、原水及び浄水費が2,725万1,891円、配水及び給水費が342万9,737円増加したこと等によります。

今年度の不納欠損は2件です。内訳につきましては、所在不明2件となっており、金額は5,900円です。

収益的収支の決算状況では、当年度純損失が2,424万7,611円となりました。

当年度純損失2,424万7,611円については、前年度繰越利益剰余金1億1,406万5,670円より補てんし、利益剰余金残高8,981万8,059円は当年度未処分利益剰余金として次年度へ繰り越します。

資本的収支の収入はありません。

支出は3,075万3,319円となり、その不足する額3,075万3,319円は、過年度分損益勘定留保資金2,961万9,569円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万3,750円で補てんしました。

続いて、14ページをお開きください。

経営指標に関する事項でございます。

経営の健全性を示す令和6年度の経常収支比率は、前年度比較13.76ポイント減の89.49%で、健全経営の水準とされる100%を下回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比較11.37ポイント減の87.57%で、事業に必要な費用を給水収益で賄えるとされている100%を下回っています。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.58ポイント増の62.36%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化比率は、前年度比0.06ポイント減の57.07%となりました。老朽管については調査等を実施し、更新が必要な管路の選定は部分修繕による長寿命化等の実施や検討を行ってまいります。

なお、事業の詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、お目通しをしていただきますようお願いいたします。

戻りまして、4ページをお開きください。

令和6年度桂川町水道事業決算報告書でございます。

計上いたしております金額は、消費税込みの金額です。

収益的収入及び支出でございます。

収入についてです。

上段の表中、右から3列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業収益は2億2,603万7,492円で、内訳といたしまして、第1項の営業収益は、水道使用料等の収益2億1,711万6,030円、第2項の営業外収益は、長期前受金戻入や預金利子等の892万1,462円でございます。

次に、支出についてです。

下段の表中、右から4列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業費用は2億4,906万5,719円で、内訳といたしまして、第1項営業費用の2億3,785万8,582円は、職員等の人件費、浄水場の動力費、修繕費等の費用です。第2項営業外費用の1,120万7,137円は、企業債利息に係る費用及び消費税等でございます。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

上段の表に記載のとおり、収入はありません。

支出についてです。

下段の表中、右から6列目の決算額について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は3,075万3,319円で、主な支出は、第1項建設改良費の1,286万1,850円は、ポンプ等の固定資産購入費です。第2項は、企業債償還金として1,789万1,469円を支出しています。

6ページをお開きください。

令和6年度桂川町水道事業損益計算書でございます。

計上金額は、消費税抜きの金額です。

この表は、ただいま説明いたしました決算において、年間の経営活動の状況をまとめたものでございます。

当年度の純損失は、右下から4行目に記載しております2,424万7,611円の赤字となり、前年度からの繰越剰余金1億1,406万5,670円を加えた当年度の未処分利益剰余金は8,981万8,059円になっております。よって8,981万8,059円を令和7年度へ繰越利益剰余金といたしております。

9ページをお開きください。

令和6年度桂川町水道事業貸借対照表でございます。

計上金額は、消費税抜きの金額です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、右下1行目に記載しております15億8,765万8,410円です。

10ページをお開きください。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、右下に記載のとおり4億2,729万7,799円です。

11ページをお開きください。

資本の部では、6の資本金、7の剰余金を合わせた資本合計は、右下から2行目に記載のとおり11億6,036万611円です。

10ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、右下に記載のとおり15億8,765万8,410円となり、9ページの資産の部の合計と整合しております。

以上、簡略ではございますが、水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第27. 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっています認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月4日、5日の2日間で審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、水道事業会計決算審査特別委員を選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。

ただいま設置しました水道事業会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、原中政廣議員、竹本慶吉議員、北原裕丈議員、柴田正彦議員の4名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を水道事業会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に柴田議員、副委員長に北原議員がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

---

### 日程第28. 報告第3号

○議長（林 英明君） 報告第3号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書44ページをお開きください。

報告第3号専決処分について説明いたします。

令和7年3月8日に発生した町が管理する道路上の車両損害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につきまして、合意に至りましたので、令和7年5月21日付で行った専決処分の内容を報告するものです。

報告理由としまして、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について。

令和7年3月8日に発生した町が管理する道路上の車両損害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、第180条の1項の規定により専決処分を行いました。

損害賠償の額につきましては6万2,759円でございます。

1、事故発生の日時、場所でございますが、令和7年3月8日月曜日午後8時頃でございます。場所につきましては、桂川町大字土居109番3付近道路、ちょうど日ノ隈北ヶ浦線上の道路でございます。相手方の住所、氏名については、個人情報保護のために控えさせていただきます。

3、事故の概要です。上記日時、場所にて、相手側が所有する車両を賃貸した運転手が走行中、道路の穴ぼこの上を前輪が通過したことにより、路面と前部バンパーが接触し、破損しました。

4、損害の状況、車両全部のバンパーに亀裂が生じました。

5、事故発生の原因でございますが、町道におけるアスファルト舗装に深さ5cmから10cmほどのくぼみがあったため、この上を前輪が通過したことにより、路面と前部バンパーが接触したものです。

6、示談の内容でございます。この事故に係る過失割合は、町が60%、相手方40%としました。また、双方の過失割合に基づき、町は物的損害額6万2,759円を相手側に支払うものです。

次のページをお開きください。

双方は、本件事故について、今後いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において一切の異議申立てまたは請求をしないというものです。

7、損害額及び賠償負担額でございますが、車両修理費の総額は10万4,599円です。そのうち、桂川町の負担が6万2,759円、相手方の負担が4万1,840円となるものです。

8の事故現場でございますが、下のほうの位置図の赤丸の部分が事故現場であり、そこで今回の事故が発生しております。

次のページをお開きください。詳細図の拡大図でございます。

穴ぼこの下に埋設管があり、その水路の漏水の影響で舗装面が沈下したものと判断しております。穴ぼこの発見後は、即再発防止のために、舗装材による穴ぼこの修復等を行っております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今、これを読んだ限りは、私が受け取ったら、町側の道路の管理が悪かったんじゃないかなと思うんですけど、相手方が40%、自分の過失を認めたんですね。何かよく分からないんですけど、何で向こう。これ、読む限りはあれでしょう。町道におけるアスファルト舗装に深さ5cmから10cmほどのくぼみがあった、そこを通行しているとき、前輪が引っかかったんでしょう。どこに、相手方の過失があるんですか。40%というのは。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいまの吉川議員の御質問につきまして、この道路上の穴ぼこに関する過失の判断でございますけれども、道路上に穴が発生したにもかかわらず、町のほうにそれが気づいてなかった。これについては、道路の管理上の瑕疵があるという判断でございます。

ただ、道路上を走行するドライバーさんについても、前方の走行注意義務というものがございまして、これを避ける義務といえますか、そういったものがあるということで、この示談上、今回は町が60%の過失、相手方については前方の走行についての過失4割という形の事段が整ったところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私たちも走っているとき、穴がそんなに深ければそうだけど、何気なく、ちょっとの穴ぐらい、ちょっとというか、5cmがどんなのか分からないんですけど、そうしたらここでは5cmと書いてあるけど、ここ、地図では何か違うみたいですよ。何でかなと思いつつ見たんですけど、地図では50cm、どういうことですか。

この深さじゃなくて約50cm掛け50cmというのは、縦と横のことを言っているんですか。深さは5cmでしょう。5cmって、ちょこつとじゃないですか。普通、走るとき、そのぐらいポツと行かないかなと思って、何気なく、そのまま通り過ぎると思うんですけど、私も今後、気をつけないといけないなと思いつつながら、5cmってそんなに大したことないような気がするし。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいま、御指摘の詳細図のほうの約50cmから50cmという表記については、深さではなく縦横の幅というもので、こういう幅の中で、深さが5cmから10cm程度の穴ぼこがあったと、これにタイヤが乗って、その衝撃でバンパーがアスファルトに接触して傷がついたというものでございます。表記的には、そういう内容の詳細説明でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） この地図を見たら、中央車線、このチョンチョンとある、これは反対車線になるんでしょう。この大きな穴があったら、それをよけようとしたら、もしかしたら中央分離体かそこに入っていきような感じはしませんか。小さい穴だったらそのまま走行できるけれども、大きかったら、よけようとしたら反対車線に入ったりはしないんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 避けるときに中央線、ここは中央線が今、ない状況なんですけれども、そういう、避けることも過失の40%の内容としてはあったというものです。

ここについては、もう町が委託というか契約しております損害賠償の保険の担当の方、こうい

った専門家の意見も交えて、相手方との過失割合について決定したものでございます。

○議長（林 英明君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第3号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

---

## 日程第29. 報告第4号

○議長（林 英明君） 報告第4号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書の48ページをお開きください。

報告第4号専決処分について説明させていただきます。

令和7年7月5日に発生した町が管理する道路上の歩行者転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり令和7年7月22日付で専決処分を行いましたので報告いたします。

報告理由としまして、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

次のページをお開きください。

和解の内容でございますけれども、まず、損害賠償の額につきましては3,640円でございます。

1、事故発生の日時、場所について、令和7年7月5日土曜日午前10時頃でございます。場所につきましては、桂川町大字土居1183番地2付近の道路内でございます。相手方の住所、氏名については、個人情報保護の観点により、控えさせていただきます。

3、事故の概要。上記日時、場所にて、相手方が自宅と道路の境目に生えている草木を刈っていた際に、道路内の側溝蓋の破損部の隙間に足がはまり、転倒いたしました。

4、損害の状況。この転倒により、膝、太ももの裏、お尻の打撲及び創傷、擦り傷が発生しております。

5、事故発生の原因。道路側溝の折れ曲がり点の隙間を埋めていた現場打コンクリート蓋が、劣化により剥がれ落ち、その剥がれ落ちた隙間に足がはまり、転倒したものでございます。

6、示談の内容でございます。この事故に係る過失割合は町100%としております。町は、けがの治療費額3,640円を相手方にお支払いするものです。双方は、本件事故について、今

後いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において一切の異議申立てまたは請求しないという上での示談でございます。

7、損害額の賠償負担額については、けがの治療費3,640円に対し、桂川町が全額を負担するものでございます。

最後に、8番の事故現場の位置図を下の図に示しております。県道豆田稲築線、ちょうど内田病院さんの下のほうから入った、もう車が通れないような、歩行者だけの通路でございます。

次のページをお開きください。その拡大図でございます。

幅2m程度の町が管理する道路に、左側の側溝蓋がございまして、この折れ曲がり点に間隙がございまして、ここに草を刈られていた歩行者の方が足がはまり、転倒してけがをされたというものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） 訂正。訂正、どうぞ。

○建設事業課長（原中 康君） 50ページの位置図でございます。

今、県道豆田稲築線と表記しております。今これ、県道豆田稲築線の九郎丸工区のほうを福岡県土整備事務所で工事をしており、この付け替えで整備を行ってもらいまして、今、ここを町道にするという形でダブル認定しておりますけれども、ちょっとその表記について、県道という表記をしておりますので、ちょっとその説明を補足させていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第4号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

---

### 日程第30. 報告第5号

○議長（林 英明君） 報告第5号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書52ページ、報告第5号健全化判断比率の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見書をつけまして御報告するものでございます。

報告書の4つの指標は、令和6年度決算値にて算定しております。

それでは、実質赤字比率から御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び土地取得特別会計の3会計

を合わせました、いわゆる普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和6年度は3億4,051万1,000円の黒字となりましたので、実質赤字比率は発生しておりません。

次の連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計の実質赤字額に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の3つの特別会計における実質赤字額を加えた額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和6年度は10億4,608万7,000円の黒字となりましたので、連結実質赤字比率は発生しておりません。

次の実質公債費比率は、普通会計の公債費に一部事務組合に対する公債費負担金や繰出金等を加えました町が負担すべき実質的な公債費に係る一般財源の標準財政規模に対する比率でございますが、3.8%と算出しております。

次の将来負担比率は、普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、地方債現在高などの将来負担額を基金現在高などの充当可能財源等が上回りましたので、将来負担比率は発生しておりません。

なお、ただいま御報告いたしました4指標は、議案書52ページの健全化判断比率報告書の表中、括弧内に示しております早期健全化基準の数値を大きく下回っており、本法律における財政の健全性を保っております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第5号健全化判断比率の報告については終わります。

---

### 日程第31. 報告第6号

○議長（林 英明君） 報告第6号資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 報告第6号資金不足比率の報告をいたします。

議案書53ページをお開きください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度桂川町水道事業会計決算に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告するものでございます。

資金不足率とは、公営企業会計で営業収益に対する手持ちの資金不足の割合を示すものでござ

います。これらの指標は、数字が低いほど健全とされます。

負債の額から資産の額を差し引いたもので、計算式は資金の不足額マイナス6億1,370万7,044円、割ることの事業の規模、前年度営業収益1億9,744万3,343円となります。このマイナスの意味は資金不足がないこと、プラスは資金不足があることを示します。よって、特別会計の名称、桂川町水道事業会計、資金不足比率について、資金不足はございません。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第6号資金不足比率の報告についてを終わります。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時24分散会

---